

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 18 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会社会教育担当課
各指定都市教育委員会社会教育担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する文部科学大臣所轄学校法人担当課
厚生労働省医政局医療機構運営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生支援課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームによる「ヤングケアラー支援プラン（令和 8 年 7 月 23 日版）」のとりまとめ報告について

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和 3 年 5 月 17 日ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医

療・教育の連携プロジェクトチーム決定)以降、国ではヤングケアラー支援に関する事業を創設し、各自治体においても実態調査や支援体制の構築が進むなど、支援の取組は着実に前進してきました。令和5年度にはこども家庭庁が発足し、令和6年度には子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)の改正により、ヤングケアラーが支援対象として明確に位置付けられ、18歳以上の若者も支援対象であることが示されるなど、支援環境が大きく整備されました。

一方、支援の取組が進む中、新たな課題も明らかになってきました。例えば、ヤングケアラーが進学や就職など人生の重要な選択をする時期に、ケアの負担による影響ゆえの制約が生じることなどが課題となっています。

また、ヤングケアラーが自身の状況を「当たり前」と捉えることや、支援を求めることに罪悪感を抱いたり、家庭内の事情を知られたくないと考えたりすることなどから、必要な支援につながりにくい状況もあります。

こうした現状を踏まえ、従来の「福祉・介護・医療・教育」の連携に、新たに「就労」を加えた5分野による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」において、今後3年間程度で(令和8年度から令和10年度まで)取り組むべき施策を記載した「ヤングケアラー支援プラン(令和8年7月23日版)」を別添のとおり取りまとめました。

つきましては、本プランについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。)及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・専修学校主管課にあっては所轄の私立学校(高等課程を置く専修学校を含む。)に対して、国公立大学法人担当課にあっては設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構、高等専門学校を設置する公立大学法人担当課にあってはその所管する高等専門学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課にあってはその所管する大学等に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知いただくようお願いします。周知の際は、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、その方法について貴課において必要に応じて判断いただくようお願いいたします。

なお、今年度、「ヤングケアラー支援プラン(令和8年7月23日版)」を踏まえ、地方公共団体等におけるヤングケアラー支援の取組を進める上で参考となる情報等について、改めて周知する予定ですので、御承知おきください。

ヤングケアラー支援プラン（令和8年7月23日版）

令和8年7月23日
ヤングケアラーの支援に向けた
福祉・介護・医療・就労・教育の
連携プロジェクトチーム決定

I はじめに

ヤングケアラー支援は、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日付けヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム決定。以下「令和3年とりまとめ報告」という。）において、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策が示されて以降、国においては、ヤングケアラー支援に係る事業の創出や、ヤングケアラー支援に関する調査研究を通じたマニュアルの作成などの取組を講じてきたほか、各地域においても実態調査や支援体制の構築、各種支援策の実施が進むなど、着実に前進してきた。

また、令和5年度にはこども家庭庁が発足し、令和6年度には子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが、国、地方公共団体の機関、関係機関等が支援に努めるべき対象とされ、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知。以下「令和6年施行通知」という。）において18歳以上のヤングケアラーも支援対象であることが示された。また、令和6年4月から市区町村におけるこども家庭センターの設置が努力義務化されるなど、令和3年とりまとめ報告時に比べ、ヤングケアラーを取り巻く状況は大きく変化している。

一方、取組が進むにつれ、単に早期把握や教育・福祉の連携にとどまらない、より複合的かつ長期的な課題が浮き彫りになってきた。例えば、ケアを担う子どもたちが成長し、進学や就職といった人生の重大な岐路に立つ際の進路選択や就労への移行、その後のキャリア形成において、ケアによる影響が問題となっている。

さらに、多くのヤングケアラーは、自らの状況を「当たり前」と受け止め、困りごととして認識できないことや、家族への思いや責任感から、支援を求めることに罪悪感を抱いたり、家庭内の事情を周囲に知られることを望まなかったりするなどの理由から、十分な支援に繋がっていないとの指摘も依然として認められる。

これらの現状を踏まえ、ヤングケアラー支援においては、気づき・情報連携・支援・見守りの様々な局面において、福祉・介護・医療・就労・教育等の各分野で構成される関係

機関がさらに連携を強化し、こどもまんなか社会の実現に向け、それぞれの強みを発揮していくことが必要である。

II 今後取り組むべき施策更新の経緯

ヤングケアラー支援については、それぞれの主体において取組が進む中、支援に関する効果的な取組に関する知見の蓄積が進んできたが、同時に新たな課題等も明らかになったため（詳細については各項目に記載）、現在の状況を反映したものに更改する必要性が生じている。

こうした状況を踏まえ、改めて関係機関の連携をより一層強化し、ヤングケアラー支援を推進していくため、令和7年度にこども家庭庁、厚生労働省及び文部科学省の実務者による「ヤングケアラー関連施策に関する実務者連絡会議」において、現状の把握と新たに取り組むべき施策の方向性について検討を行い、今般、従来の「福祉・介護・医療・教育」の連携に、新たに「就労」を加えた5分野による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」において、今後3年間程度で（令和8年度から令和10年度まで）取り組むべき施策を取りまとめた。

III 今後取り組むべき施策について

1 早期把握・多機関連携

支援が必要であっても表面化しにくいというヤングケアラーの問題の構造ゆえに、こども・若者やその家族に関わる周囲の大人がヤングケアラーに気づくことが引き続き重要である。その際、地域・各分野においてヤングケアラーについての基本的な理解を浸透させることや、地方公共団体における実態調査によってヤングケアラーの早期把握に努めることのほか、ヤングケアラーの状況や意向によっては援助に対して前向きになれなくなる可能性もあることから、適切な対応方法についての理解が浸透するよう留意する必要もある。

また、ヤングケアラーの存在を把握した後、必要な支援に円滑につないでいくためには、各地域において、ヤングケアラーに気づいた際に、いつ・どこに相談や連絡をすればよいのか、また、その際の個人情報適切な取扱いなどを明らかにし、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署への情報連携を促進し、必要な支援へのつなぎを図っていく必要があることも明らかになってきていることから、関係機関における把握の引き続きの推進することに加え、情報連携についても推進していく必要がある。

（1）学校におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進

学校においてヤングケアラーを把握する取組として、これまで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置充実を図るとともに、都道府県教育委員会等の担当者を対象とした会議の場での周知や教職員向けの研修動画、各種通知等

により、ヤングケアラーの概念等についての理解促進を図ってきた。

引き続き基本的理解の周知を図るほか、適切な対応方法やヤングケアラー担当部署へのつなぎ方については、特に理解の浸透を図っていく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、学校・教育委員会等の理解を促進する。

（考えられる施策の例）

- ・ ヤングケアラーへの気づきの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署、学校・教育委員会等に対して周知する。
- ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況について調査・公表を行う。

（２）医療機関・福祉事業者におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進

これまで医療機関・福祉事業者の関わりがある場合にヤングケアラーを把握する取組として、児童福祉、地域福祉、生活困窮・生活保護、介護、医療等の各分野における研修等の機会においてヤングケアラーに関する周知が行われている。

引き続き、医療・介護・福祉等の関係機関におけるヤングケアラーへの基本的理解向上を図るほか、適切な対応方法や、ヤングケアラー担当部署へのつなぎ方については、特に理解の浸透を図っていく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、医療・介護・障害・生活困窮等の各関係機関や事業者における理解を促進する。

（考えられる施策の例）

- ・ ヤングケアラーへの気づきの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各地方公共団体や各関係機関等に周知する。
- ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況について調査・公表を行う（再掲）。

(3) 児童委員、地域の居場所等の地域・民間におけるヤングケアラーの適切な把握及び情報連携の推進

これまで、児童委員やこども食堂など地域・民間の目でヤングケアラーを把握するための取組として、民生委員・児童委員の必携冊子にヤングケアラー支援に関して記載されたほか、令和4年度、ヤングケアラー支援体制強化事業を創設し、地方公共団体が実施する関係機関・団体等に対する研修等に対する財政的支援を実施している。

各地域において支援を行う者は多岐にわたることから、各関係分野の接点を活かして一層広い範囲にヤングケアラーについての基本的理解の周知を図るほか、適切な対応方法や、ヤングケアラー担当部署へのつなぎ方については、特に理解の浸透を図っていく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ ヤングケアラーに気づくことの重要性やヤングケアラーが相談しやすい関係を構築するためのポイント及びヤングケアラー担当部署への共有方法や個人情報の取扱い上の留意点について、地域・民間の様々な主体における理解を促進する。

(考えられる施策の例)

- ・ ヤングケアラーに気づくことの重要性や相談しやすい関係構築のポイント、地方公共団体のヤングケアラー支援担当部署への連絡方法や個人情報の取扱い上の留意点について、各分野で接点のある民間団体等に広く周知を行う。
- ・ 各地方公共団体において、ヤングケアラー支援に関連のある民間団体等を把握するよう呼び掛ける。
- ・ 地方公共団体のヤングケアラー担当部署（各地域におけるヤングケアラーに関する情報を集約する部署）の設置状況について調査・公表を行う（再掲）。

(4) 地方公共団体における実態調査・把握の推進

地方公共団体におけるヤングケアラーの実態調査については、令和6年施行通知において、ヤングケアラーを把握し個別具体的な支援につなげるため、主に市区町村において、任意の記名式等の個人が把握できる方法により調査を実施することが重要であること、そうした調査は少なくとも年に1回程度定期的に行うことが望まれることを示し、全国展開を推進してきた。

令和6年度には400以上の地方公共団体が実態調査を実施するなど各地での取組が年々広がっているが、任意の記名式等での実施はそのうち4割程度に留まっている状況もあり、引き続き個人が把握できる方法による調査を推進していく必要がある。加えて、例えば外国ルーツ等のヤングケアラーの中には従来の実態調査の内容を十分に理解して回答することが難しい場合があるとの指摘もあり、より適切な調査方法についても検討していく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ **実態調査・把握が全国的に展開されるよう、効果的な実態調査・把握のための情報発信や調査実施に際しての連携を図る。**

（考えられる施策の例）

- ・ 地方公共団体による支援につなげるための実態調査について、定期的（少なくとも年に1回程度）な実態調査・把握が効果的になされるように促す。
- ・ 多言語対応による実施などを含めた実態調査・把握の好事例を収集・展開するなど、効果的な実態調査・把握に資する情報の周知を推進する。
- ・ 地方公共団体において実態調査・把握を行う際に必要な関係機関同士の連携や協力を推進する。
- ・ 各地方公共団体で取り組まれている実態調査・把握の好事例の収集・展開、外国ルーツのこども・若者も回答可能な調査票例の作成を検討する。

2 家庭まると支援

これまでに実施された調査研究等において、ヤングケアラーに係る問題は、家族がそれぞれ抱える様々な課題が関連し合い複合化しやすい特徴があることや、こども・若者だけに目を向けても、こども・若者が抱える課題の解決には至らない場合もあること等から、家庭全体を捉える視点の重要性が指摘されている。

こうしたことから、ヤングケアラー支援においては、直接ヤングケアラー本人に向けた支援だけでなく、家庭全体を支援の対象として捉えるとともに、ヤングケアラーも含めた家庭全体としての円滑な意思疎通、意思決定がなされるように促していく必要がある。

（1）家庭との信頼関係の構築

家事支援等のヘルパー事業は、ヤングケアラーが担うケアの負担を減らすことが期待できるが、ヤングケアラーやその家族においては、支援を受けること自体や家庭に他人が入ることへの抵抗感があることなどから、利用につながらない場合もある。そのため、必要な支援やサービスの導入のためには、ヤングケアラーやその家族の価値観や背景等を理解し、彼らの気持ちやペースを尊重しながら関係構築を図り、必要な支援の調整を進める必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ **ヤングケアラー本人や家族が支援の受け入れに消極的であるなどの場合において、本人や家族が潜在的に必要とする支援やサービスが円滑に届けられるよう、本人や家族との関係構築等、家庭全体への働き掛けを推進する。**

（考えられる施策の例）

- ・ 食事等の配送等、支援のきっかけ作りやハードルを下げることに資する事業を推進する。
- ・ 関係分野において、ヤングケアラーや家族が支援を受け入れにくいなどの場合における関係構築や円滑な支援開始、当事者や家族の声の把握等に関する好事例の収集・展開を行う。

(2) 家族間のコミュニケーションの促進

ヤングケアラーには、他の家族と異なる意見や思いがあっても発言しにくい、意見等が家族の意思決定に反映されにくいなどの状況があると考えられる。また、ケアを行うことが当たり前になっていて自分の置かれた状況への問題意識が生じにくい、年齢等により、明確に自身の意見を持ちにくいなどの場合もあると考えられる。他方、ヤングケアラーの家族である大人（例えば両親や配偶者のケア、子のケアを担う大人等）は、自身もケアを担う等の状況にあり、ヤングケアラーの視点に立ったり、意見や思いを十分聴いたりする余裕を持ちにくいことも想定される。そのため、家庭内でケアを担う大人自身が相談できたり、悩みを共有できたりする機会が広がることで、ヤングケアラーとの関わりへのゆとりにつながり、結果的にヤングケアラーの負担の軽減につながると考えられる。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- 関係機関等において、各種支援やサービスの利用に際して、家族の意向として、こども・若者の声も把握されるための取組や、家族の中で意向を確認し合うようなコミュニケーションを支える取組を推進する。
- 家族がケアに関する相談を行える場につながりやすいよう、ケアを行う家族が利用できる相談機関やサービスの充実を図る。
(考えられる施策の例)
 - ・ 家庭の状況に応じ、適切な機関へのつながりを担うヤングケアラー・コーディネーター等の役割を整理し、家族支援を行う主体の整理を行う。
 - ・ 障害・介護等の福祉分野における支援の中で、各種プランや個別の計画策定に際し、家族の意向としてヤングケアラーの声も把握するような取組を推進する。
 - ・ 障害・介護・保健・医療において、ケアを行う方が利用できる相談機関やサービスを明確化し、ヤングケアラー家庭等への周知を行う。

3 支援策の推進

これまで、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の作成、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等の情報整理・周知を行ったほか、地方公共団体によるヤングケアラー支援を推進するための財政的支援を行

ってきたが、ヤングケアラーの心身の負担を軽減するためには、ヤングケアラーがケアしている家族自身への支援が重要であるとの指摘もあり、明示的に取組を推進する必要がある。

また、令和3年度に大学生を対象に行った調査¹では、保護者や祖父母世代へのケアや精神疾患のある家族へのケアが必要とされているとの回答も多いなど、ヤングケアラーとケアを必要とする家族との関係性やケアを必要とする状況等は様々である。加えて、子ども・若者育成支援推進法においてヤングケアラーが支援対象として明記されたことに伴い、30歳未満を中心に支援対象の年代の幅も大きく広がっている。

様々なヤングケアラーにきめ細かに必要な支援を届けるためには、引き続きこれまでの取組の全国的な展開を図るとともに、支援策を一層充実させていく必要がある。

(1) ケアを必要とする家族への社会でのサポートの充実

ヤングケアラーが自身の時間を過ごすためには、ケアを必要とする家族への支援の充実は欠かせない視点である。

ア 家族に対する各種ヘルパー事業の実施

ヤングケアラー支援においては、令和6年施行通知のとおり、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替することが効果的であることが多く、ヤングケアラーが担うケアを制度や事業の活用により社会において担い、ヤングケアラーが自分自身の時間を過ごせるようにしていくことが重要である。また、ケアを必要とする家族が、家庭以外に安心して過ごせる居場所を持つことが、ヤングケアラーが家庭から離れてレスパイトの機会を得ることにつながっていくと考えられる。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ケアを必要とする家族のウェルビーイングの実現はもちろん、家族が担うケアの負担を減らす観点からも、各種ヘルパー事業等によるケアを必要とする方への社会でのサポートの充実を図る。

(考えられる施策の例)

- ・ 各地域におけるケアを必要とする方への支援やサービス等のニーズの把握、それに応じたサービス量等の確保等が行われるための取組を引き続き実施する。
- ・ ケアを必要とする方への支援やサービス量の見直しについて、家族の状況変

¹ 厚生労働省『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』（令和4年3月）

化も考慮されるような取組を推進する。

イ 福祉サービス等の利用の円滑化

ケアを必要とする家族は、年齢や心身の状態変化に伴い所属や支援制度が切り替わり、利用できる支援内容に変更が生じる。こうした場面において家族が担うケアの内容にも変化が生じやすく、生活への影響が少なくないといった指摘もある。そのため、制度間の移行の場面における福祉サービス等の利用の円滑化を図ることで、家庭の負担を軽減していくことが必要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ ケアを必要とする家族が利用する支援について、ケア対象者やその家族にとっての負担軽減の観点から、制度間の移行の円滑化を図る。

(考えられる施策の例)

- ・ ケアを必要とする家族が18歳となった場合等の支援制度の移行の場面において、ケアを必要とする家族本人にとっての円滑な移行はもちろん、家族が担うケアについて急激な変化を緩和するといった観点からも、移行場面における課題や方策の検討を行う。

ウ 外国ルーツ家庭への適応支援、関係機関における外国語対応の強化

保護者が外国出身であるなどして日本語を母語としない家庭のこども・若者は、家族が医療機関を受診する際や行政手続き等の場面で、通訳や書類作成等のケアを担うことがあり、ヤングケアラー本人や家族への影響が大きな局面で対応を任されることについて精神的な負担が大きいことや、こうしたケアが日常的になることで、例えば学校を欠席して家族の用事に同行するなど、自身の時間を持つことができないことなどが指摘されている。また、日本語が不得意な家族がヤングケアラー本人の進学に必要な情報等を取得できず、進路の設計や選択に影響を及ぼす場合もある。こうしたこども・若者への負担や影響を軽減するためには、保護者が日常生活や子育てに必要な情報を容易に取得できる環境を整えていく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ 各関係機関において、外国ルーツの家庭が必要とする、日常生活上必要な情報や子の進路・進学等に係る情報を容易に得ることができるようになるための支援や、多言語発信、翻訳対応等の取組を促進する。

(考えられる施策の例)

- ・ 各種予算事業等の活用による各関係機関における翻訳対応等について、具体的な活用方策等を検討した上で各地方公共団体に周知を行う。
- ・ 文部科学省作成「外国人児童生徒受入れの手引」等に基づく対応について各教育委員会等に周知を行う。

(2) 情報や資源の充実

令和4年度から、地方公共団体における福祉サービスへのつながりを含めた相談支援体制の構築に対して財政的支援を行っているほか、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、NPO等と連携した学習支援の取組がなされている。

一方、相談支援等を利用したヤングケアラーからは、支援情報にたどり着くまでには相当の時間や手間を要し、相談支援の充実に加え、ヤングケアラーが必要な情報にたどり着きやすくなるための取組も必要であるとの指摘もあり、ヤングケアラー支援に係る資源の充実を引き続き図るほか、情報提供の充実も必要である。

ア ヤングケアラー自身に対する情報提供の充実

ヤングケアラーに生じやすい悩み・困難に関することや、相談支援等の社会資源についての情報等、ヤングケアラーに必要な情報・有用な情報を容易に得られるよう取り組む必要がある。また、家族の障害・症状について説明がなされない場合、何が起きているか分からずに不安や恐れ、混乱を抱えやすいとの指摘もあり、ケアを必要とする家族の病状や障害などの情報を成長や発達に応じた形で適切に知り、家族の状況を理解できることが、不安や恐れを軽減することや、将来に対する見通しを持つことにもつながると考えられる。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラーによる自己理解を促進するとともに、利用可能な支援等に関する情報へのアクセスしやすさを向上する。
- ヤングケアラーがケアしている家族の病状や障害特性、支援制度等について理解できるように、個別の説明の機会の提供を推進するほか、そうした機会の存在に関することも含めて、情報提供を推進する。

(考えられる施策の例)

- ・ ヤングケアラーに生じやすい悩みや困難について、ヤングケアラーが活用可能な資源や利用可能な支援等に関し、国から当事者に向けた情報提供を強化する。
- ・ 各分野において、ケアを必要とする患者等の病状や障害特性等について家族

であることも・若者が理解することの意義や重要性、説明内容や説明に際しての留意点について整理し、周知する。

イ ヤングケアラーに対する相談支援・心理支援・居場所の充実

令和4年度以降、地方公共団体が、ピアサポート等の相談支援体制の推進やオンラインサロンの設置・運営、適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職としてヤングケアラー・コーディネーターの配置を行う場合等の財政的支援により、ピアサポート等の悩み相談や福祉サービスへのつなぎを推進している。

ピアサポートや居場所等、ヤングケアラーやかつてケアを経験した子ども・若者が、安心して過ごせたり、自身の思いを語り、互いに支え合ったりすることは、ヤングケアラーにとって重要な機会であり、引き続き取組の充実を図る必要がある。その際、単に「ヤングケアラー」としてのピアサポートや居場所だけでなく、例えば、きょうだい（障害児・者の兄弟姉妹）である、祖父母の介護を担う、外国ルーツの家族への通訳や聴覚・視覚障害のある家族への意思疎通支援を担う、精神疾患のある家族がいるなど、ケアの内容や、ヤングケアラー本人の立場や年齢等に応じて様々なピアサポートや居場所の選択肢があり、自身にあった場を選択することも望まれる。

また、ヤングケアラーにとって役所などの公的機関への相談は心理的なハードルが高い場合もあり、行政の窓口や関係機関等においては、子ども・若者が相談しやすく、容易にアクセスできる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

加えて、家族のケアを担う子ども・若者の精神的負担は、その影響が中長期に及ぶこともあり、ヤングケアラーやかつてケアを担う経験をした子ども・若者が、心身の不調の予防や軽減のための支援として、ピアサポートだけではなく、ヘルスケア・メンタルヘルスケア等に関して、保健・心理等の専門家からの助言等を受ける機会を得られることも重要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラー支援策としての相談支援・心理支援・居場所の充実のほか、例えばきょうだい児／精神疾患のある家族を持つ／介護を行う等、ケアの内容や家庭の状況等ごとの語りの場や居場所へのニーズがあることを踏まえ、福祉、介護、保健・医療等関連分野の資源をヤングケアラー・元ヤングケアラーが利用しやすい運用を促進する。
- 関係機関の相談窓口や行政手続窓口において、子ども・若者が相談者である場合には、必要に応じてヤングケアラー支援担当部署とも連携を図った上で、相談による負担軽減を促進する。

- ヤングケアラー・元ヤングケアラーが、自身のメンタルケアやヘルスケアに関する知識を得られたり、心理支援を受けられたりしやすい機会の確保を図る。

(考えられる施策の例)

- ・ 福祉、介護、保健・医療等における家族支援について、地域の社会資源情報を取りまとめてヤングケアラーやその家族に周知する。
- ・ 地方公共団体によるヤングケアラーのピアサポート等相談支援体制の構築について、既存の社会資源を有効活用する観点から、委託に限らないなど実施方法の多様化を促進する。
- ・ 各地の支援機関等においてヤングケアラーにとって利用しやすい運用がなされるよう、対応方法等について関係機関に周知を行う。
- ・ 精神保健福祉センター、保健所等における精神保健相談について、既存の枠組の活用により、こども・若者年代がさらに利用しやすくなるような方策を検討する。

ウ 学習支援や体験支援の充実

学習支援について、生活困窮者自立支援制度やこどもの貧困施策の中でNPO法人等と連携した支援が行われるなど、官・民による取組が各地で広がっている。

そうした場をヤングケアラーにとっても活用しやすくしていくことが重要である。また、ヤングケアラーは、自身の時間が取れないことにより、将来を描くことにつながるような社会体験等を得にくい場合がある。家族のケア等ではなく、心身を休めることも含めて自身のために時間を使うことができる居場所を保障するとともに、こども・若者として必要な体験等を補うことについても、官・民での取組を広げていくことが望まれる。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- 各分野の社会資源がヤングケアラーへの学習支援や体験支援として活用されやすいよう、資源情報を取りまとめて発信するとともに、ヤングケアラーにも利用されやすいような運用上の配慮を促進する。
- 民間企業等の参画も促しながら、社会体験の機会の充実を図る。

(考えられる施策の例)

- ・ 福祉、介護、保健・医療、教育・就労分野等の学習支援や体験支援に資する事業や制度、民間企業等による取組等を取りまとめて周知を行う。

(3) 若者世代への支援

子ども・若者育成支援推進法におけるヤングケアラーとしての支援対象は、進学や

就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね 30 歳未満を中心（状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得る。）とされている。

一方、都道府県・市区町村のいずれにおいても、約 3 割が 18 歳以上の若者世代のヤングケアラーの相談に対応する固有の窓口を設置しておらず、18 歳以上のヤングケアラーに関する相談受付件数も、都道府県の約 5 割、一般市町村の約 9 割で年間 0 件であるなど、18 歳以上のヤングケアラーへの支援は浸透していない状況である。² しかしながら、家族のケアを担う若者が相当数存在することは明らかであり、自立に向けた重要な移行期を過ごす若者世代のヤングケアラーへの支援を充実させる必要がある。なお、当プランはいずれも若者世代にも関係するものであるが、若者世代特有のニーズに応じた支援施策を推進していく必要もある。

ア 若者世代のヤングケアラーの状況やその支援実態の把握

ヤングケアラーが子ども・若者育成支援推進法に規定される以前は、一般的に、ヤングケアラー支援は 18 歳未満の児童を対象として実施されてきた経緯があることから、国において 18 歳以上のヤングケアラーの状況やニーズを十分把握しているとはいえず、また、各地域においても 18 歳以上への対応はあまり広がっていない。加えて、ケアを担う若者自身、自分が支援の対象になり得ることを認識していないことも多く、18 歳以上のヤングケアラーへの支援の浸透を図っていく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- 18 歳以上のヤングケアラーについて、その実態、各地域における支援の現状等を把握し、それに基づき、若者世代の支援ニーズに応じた必要な施策を検討する。

（考えられる施策の例）

- ・ 18 歳以上のヤングケアラーの現状を把握、分析する。

イ 18 歳以上のヤングケアラーも含めた支援に係る制度運用の確保

令和 3 年とりまとめ報告以降、こどもを「介護力」とすることを前提としないこ

² こども家庭庁『ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究報告書』（令和 7 年 3 月）

18 歳以上のヤングケアラー支援状況の調査では、令和 6 年度分において都道府県では 50%、政令市では 61.5%、中核市では 47%、特別区では 52.6%、一般市町村では 88.5% が相談受付件数 0 件であったと回答。

との周知等、ヤングケアラーがこどもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用を推進してきたところであるが、ヤングケアラー支援に係る各種支援制度や相談窓口、福祉サービスの運用等は、制度や事業によっては対象となる年齢が具体的に示されているものばかりではなく、地方公共団体が実施する支援事業の対象者の設定や運用に混乱が生じる場合もあるなど、18 歳以上のヤングケアラーへの支援に係る運用は今後の課題である。各種制度・事業における 18 歳以上のヤングケアラーの取扱いについて整理を行うことにより、18 歳以上への支援を確保していく必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ 既存のヤングケアラー関連の各種支援について、18 歳以上の若者の取扱いの整理を行う。

（考えられる施策の例）

- ・ 18 歳以上のヤングケアラーへの窓口となる地方公共団体のヤングケアラー担当部署の設定状況等の調査・公表を行う。

ウ 進学や就学継続に当たっての支援の充実・連携強化

ヤングケアラーについては、家族のケアを担うために進学や就学継続を断念したり、それらを選択肢の一つとして思い描くことすらないことがあると指摘されている。将来的な進路として進学を考えはじめるタイミング等から在学中まで、家庭内のケアの調整や金銭面の支援など、進学や就学継続を当たり前の選択肢と思える状況にするための支援を行うことが求められる。その際、義務教育終了時や 18 歳等といった生活変化のタイミングで進学や就学継続に向けた支援が途切れないことが重要であり、中学・高校・大学等と、地方公共団体の若者支援担当部署やヤングケアラー担当部署とが連携を深めていくことが重要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

○ 進学や就学継続に関する悩みの解消や必要な支援（奨学金等の経済的支援を含む。）に関する情報提供を行えるよう、相談体制の充実を図る。

○ 進学等をきっかけとして支援が途切れることがないよう、学校・教育委員会、こども家庭センター等と、子ども・若者総合相談センターやヤングケアラー担当部署との連携を深める。

（考えられる施策の例）

- ・ 学校における相談体制について引き続き充実を図る。

- ・ 子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会の設置促進を行う。
- ・ 子ども・若者総合相談センター等との連携を強化するため、効果的な連携方法等について整理を行い、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署、学校・教育委員会等に周知する。

エ 就職・就労継続や柔軟な就労の確保に関する支援強化

ヤングケアラーについては、ケアを行うために勤務地や働き方に制約があり、就職先の選択肢が限定的になったり、ケアの影響で社会経験が不足し、就職活動で苦勞をしたりすることがあると指摘されている。就労との両立については、家族介護者の支援として取り組まれているものもあるが、ヤングケアラー支援としては、特に就職先の検討、就職準備、就職のタイミングにおいて、円滑に就職・就労継続できるようにするための支援を行う必要がある。そのためには、就労支援等を行う機関と、地方公共団体の若者支援担当部署やヤングケアラー担当部署とが連携を深めていくことが重要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラーに対する個別の状況に応じた就労支援等を促進するとともに、ヤングケアラー支援担当部署や若者支援担当部署と就労支援等を行う機関との連携を強化する。
- ヤングケアラー支援を行う社会福祉法人等の先進的な取組事例を示すなど、社会福祉法人における柔軟かつ体験的な就労の取組を促進する。
(考えられる施策の例)
 - ・ ヤングケアラーへの対応が充実するよう、ハローワークや地域若者サポートステーションにおける支援の好事例の収集・展開を行う。
 - ・ 若者支援と民間企業等が連携した、体験的就労の好事例の収集・展開を行う。

4 社会的認知度・理解の促進

社会的認知度の向上のため、令和4年度から令和6年度の3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、まずは中高生の認知度を5割にすることを目指して広報媒体の作成・周知や広報啓発イベントの開催を行ってきた。例えば、令和7年度に行った調査³では、中学生では約6割、高校生では約8割が、ヤングケアラーについて「聞いた

³ こども家庭庁『ヤングケアラーの実態把握等に関する調査研究報告書』（令和8年3月）

ことがある」と回答するなど、ヤングケアラーに関する社会的認知度は、一定程度、高まっているといえる。

一方で、「ヤングケアラー」という言葉の認知自体は広がっているものの、こどもの権利の認知度については「聞いたことはあるが、よくわからない」という回答が中学生で6割以上、高校生では半数近くを占めており、ヤングケアラーの問題は、こどもや若者がケアを担うことで、やりたいことができないなど、「こどもにとって当然保障されるべき権利」という理解まで十分に結びついていないため、社会的認知度の向上と併せて正しい理解を促進していく必要がある。

(1) 広く国民に対する啓発・理解の推進

ヤングケアラーについて、こども・若者やその周囲の大人における「ヤングケアラー」という言葉の認知を高めていくことのみならず、ヤングケアラーの置かれる状況や気持ち、必要とされる支援に関しても、広く理解を深めていく必要がある。さらには、ヤングケアラーがケアする家族についても理解を深め、必要に応じて他者を頼ってよいと思える空気感を社会全体に醸成することが、周囲がヤングケアラーに気づき、必要な支援につないでいくことだけでなく、ヤングケアラーが安心して自分の時間を過ごせるようにするためにも重要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する情報について、児童・生徒・学生等を対象とした啓発、理解の推進に資する取組を行う。
- ヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する情報について、各分野において、広く国民向けの啓発、理解の推進に資する取組を行う。

(考えられる施策の例)

- ・ 国・地方公共団体の関連分野において、業務上関わるこども・若者、その家族等、広く一般にヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する周知広報や理解の促進に資する情報展開を行う。

(2) 福祉や教育分野等関係者の理解促進

これまで福祉や教育分野等の関係者の理解促進に関する取組として、生活困窮者自立支援制度における人材養成研修、障害福祉サービス等についての相談支援従事者指導者養成研修、生活保護担当ケースワーカーへの研修、都道府県教育委員会等の担当者を対象とした会議において、ヤングケアラーの概念等を取り扱ったほか、児童扶養手当担当者向けマニュアルにヤングケアラー支援について、地域包括支援センターの設置運営についての通知にヤングケアラーを含めた家族介護者への支援の重要性についてそれぞれ記載し、理解促進を図った。また、都道府県が実施する介護支援専

門員の法定研修について、ヤングケアラーを含む家族に対する支援の重要性や目的、関連する支援施策の動向、介護支援専門員に求められる役割等に関しても研修で取り扱うよう周知し、都道府県が実施する研修の内容として盛り込まれた。

引き続きそうした機会を確保するほか、より幅広い関係者がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保することにより、社会全体がこども・若者に目を向け、ヤングケアラーに気づき、支援につないでいくための理解促進を図る必要がある。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- 各分野における職員向け研修等の機会においてヤングケアラー支援を取り扱うことを検討するほか、各地方公共団体のヤングケアラー担当部署等が開催する研修について 参加促進策の検討を行う。

(考えられる施策の例)

- ・ 関係各分野における研修においてヤングケアラーに関する内容をカリキュラムに含めることの検討や、内容として取り上げることが推進する。
- ・ 各地方公共団体のヤングケアラー担当部署等が開催するヤングケアラー支援に係る研修への参加促進策を検討する。
- ・ アルコール健康障害を有する当事者及びその家族等に対応する地域生活支援の従事者や児童相談所職員等に対して、アルコール健康障害の特性を踏まえた支援に関する研修を推進する。

(3) ヤングケアラー関連施策に関する意見聴取の促進

令和3年とりまとめ報告においては、社会的認知度を高めるような当事者活動を支援していくこととし、各地域・各分野における研修等において、当事者による講演等の取組が広がってきている。

一方、ヤングケアラーやかつて当事者だった元ヤングケアラーの思いは様々であることから、声を上げにくい当事者等の声についても国として把握の機会を持ち、今後の施策や周知啓発に生かしていく必要がある。

なお、当事者による講演等の取組や意見聴取の場面において自身の経験を語ることによる心理的な負担等について配慮することも重要である。

国は、上記の観点を踏まえ、今後、以下の事項に取り組んでいくことが考えられる。

- ケアから離れた若者等も含め、多様な状況のヤングケアラー等の意見を聴き、ヤングケアラーに関する理解の向上や施策への反映を促進する。

(考えられる施策の例)

- ・ ヤングケアラーや元ヤングケアラーの意見聴取の機会を持つ。

IV フォローアップ

毎年度1回程度、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」において、本プランに対応する施策の取組状況について共有し、フォローアップを行うこととする。

V おわりに

近年、ヤングケアラーに対する社会全体の認知度は向上しており、制度面・施策面の整備も着実に進展してきた。一方で、支援の現場においては、依然として早期把握や支援へのつなぎ、継続的な支援体制の構築など、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、ヤングケアラー支援は、単なる個別課題への対応にとどまるものではなく、こども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるという観点から、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センターをはじめ、福祉、介護、医療、就労、教育といった複数の関係機関が分野横断的に連携し、一体的に取り組むべき重要な課題である。その際には、ヤングケアラー本人の意思や尊厳を尊重しながら、家庭全体への支援という視点を持ち、切れ目のない支援を提供していくことが不可欠である。

本プランに基づく取組を着実に推進することにより、ヤングケアラーが家族を思う気持ちは大切にしつつ、彼らが過度な負担を抱えることなく自分らしい人生を選択し、将来に希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指せるよう、こども家庭庁、厚生労働省及び文部科学省が緊密な連携を図り、本プランに記載の施策を早急かつ確実に実行し、ヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を今後も進めていく。